

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める告示」に追加する化学物質について

平成 26 年 1 月 15 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室

1. 概要

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第8条第1項第3号の規定に基づき、同法第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める告示(平成25年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第1号。以下「告示」という。参考1参照)に別添の化学物質を追加することを予定している。

2. 内容

今回、「製造数量等の届出を要しない一般化学物質の選定の考え方について」(以下「選定の考え方」という。参考2参照)を踏まえて、下記に該当する、別添の化学物質を告示に追加することを予定している。

- ①平成25年7月31日に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第39号)第2条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第4項の規定に基づき名称を告示した新規化学物質のうち、高分子フローズキームのみにより白判定相当とされたもの。
- ②既存化学物質等であって、事業者から高分子フローズキームによる試験成績の提供等があった高分子化合物のうち、高分子フローズキームのみにより白判定相当とされたもの。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成26年3月中旬

適用:平成26年3月中旬

(以上)